

2021年度 JASSO 給付奨学金「継続願」入力手続きにおける注意事項

1. 提出が必要な書類について

◆生計維持者の住民税（非）課税証明書

対象者：給付奨学生全員（申請時に生計維持者のマイナンバーを提出済みの方は提出不要です。）

◆自宅外通学に関する証明書

対象者：自宅外月額の支給を受けている方

2. 生計維持者の課税状況について <「H－経済状況」>

マイナンバーを提出していない学生は、生計維持者の住民税（市区町村民税）課税情報を入力する必要があります。実際の課税金額（市民税所得割額）を入力してください。

3. 併用貸与者について

貸与奨学金（第一種と第二種）の貸与を受けている方は、それぞれの奨学生番号ごとに継続願の入力が必要です。忘れずに手続きをしてください。

4. 送信後の受付番号について

全ての項目を入力し情報を送信すると、16桁の受付番号が表示されますので、必ずメモを取るなどして控えてください。また1度送信した情報は訂正が出来ませんので、必ず送信前に内容を確認してください。

5. 適格認定について

皆さんから継続願が提出された後、大学において「**適格認定**」を行います。皆さんの人物・学業・経済状況を確認し、「**継続**」「**警告**」「**停止**」「**廃止**」のいずれかに認定します。認定区分によっては、4月以降の奨学金が入金されません。

6. 入力期限について

2022年1月28日（金）25:00まで（年未年始は入力が出来ません。）

指定期限までに手続きが完了されない場合は、自動的に「**廃止**」となります。「復活」は出来ませんので、十分ご注意ください。

7. 国の高等教育修学支援制度について

2021年度から申請が可能となった、「**高等教育の修学支援新制度**」へ申請を希望する場合も、**今回の継続の手続きは「継続を希望する」で必ず行ってください。**